The Japan Iron and Steel Federation

3-2-10, Nihonbashi-Kayabacho
Chuo-ku, Tokyo, 103-0025 Japan
TEL: +81 3 3669 4837 Fax: +81 3 3669 0228
http://www.jisf.or.jp/en

2025 年 1 月 8 日

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)御中

一般社団法人日本鉄鋼連盟

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号
サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号
「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対する日本鉄鋼連盟の意見

【意見】
本提案に対して反対する。

【代替案】
- ISSB と同等の記載とし、ISSB 基準より厳格となる BCX1~3 は不要ではないか。既に公開草案において、IFRS と同様に第 66 項、BC153・154 項の記載があるなかで、IFRS にはない測定方法の選択適用に関する BCX1～3 を追加すると、IFRS との同等性が崩れるとともに、条文の建付けが分かりにくくなる。
- また可能ならば、サステナビリティ情報の性質、実務者負担を考慮し、温対法に基づく報告の場合、公開草案のように直近報告値をマストにするという記載に戻す必要はないが、報告期間と算定期間を合わせた値、もしくは直近報告値のいずれも容認すべき。

＜以下、理由＞

【ISSB 基準との整合性】
- IFRS S2 号 BC115 では、測定方法が原則法である GHG プロトコル(2004)であれ代替法(法令または取引所が要求する測定方法)であれ企業が自身の報告期間と異なる期間の温室効果ガス排出情報を使用することが許容されている。一方、SSBJ の再提案 BCX1 では、代替法についてサステナビリティ関連財務開示が財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを求めている。ISSB 基準には代替法における期間の一致を求める規定がなく、SSBJ が ISSB 基準よりも厳格な基準を設けているように見えるため、ISSB との整合性を考慮し、SSBJ も同様の記載をすべき。

【サステナビリティ情報の性質】
- サステナビリティ情報と財務諸表のつながりを重視して期間を合わせるとあるが、温室効果ガス排出量等の非財務情報は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完する情報であり、そもそも直ちに企業の価値を左右するものではなく、中長期的なトレンドで評価されるべき。

【実務の未成熟/企業負担】
① 財務報告期間と同一期間で GHG 排出量を算定し、集計・検証の早期化が必要となり、事業者にとってはコスト、人的リソースで大きな負担となる。特に年度会

計としている企業においては、現実として、年度末および明けは他業務の負荷が集中すること、日本では 4～5 月に長期休暇期間がある事についても、ワークライフバランスの観点から考慮すべき。

② 今後、報告企業が関連する財務諸表と同じ報告企業となることが求められており、重要性判断により対象企業を絞ることは認められるにしても、現在より報告企業の対象が増えることが見込まれ、情報の集約に時間がかかる。

③ 報告企業に中小企業等も含まれることから、算定にかかる十分な戦力を有さない企業もあり得る。法令理解や集計/算定スキルをもった人材育成期間も考慮すべき。

④ サステナビリティ関連財務開示のみならず、温対法の報告、GX-ETS の本格的運用が始まりその算定、保証取得等にも多大な労力を要する。今後更に対応必要な制度が増加、変更する事を念頭に、検証/報告内容の一本化※を検討すべき。（※一度の検証および一か所への報告/入力を実施する事により、各必要情報へ自動編集、報告、公開されるような仕組み作り）

【その他】

・ たとえ、「温対法における直近報告値（１年前数値）で報告したとしても、乖離期間の間に大きな変更があった場合はその影響を開示」することとなっており、財務情報との繋がりは一定程度公開草案でも担保され、今回のパブコメの背景にあるような投資家の意思決定においての情報の有用性は確保できている。「直近実績報告値を使用しなければならない」という必須要件記載は ISSB 基準との同等性の観点からも望ましくないことは理解するものの、「直近実績値の使用＋乖離期間に重要性ある変動が生じた場合の影響開示」という手法もありうるような開示制度設計は必要。

・ 将来的に保証制度が導入されることも考慮する必要となる。また、法制化に伴い、第三者保証機関の負荷もより同時期に集中する事が予想される。第三者保証機関への支援（第三者保証機関そのものの増や技量を持った人の増など）も考慮していく必要がある。

・ 仮に、今回の修正案を変更できない場合でも、法制化された場合の適用開始時期や罰則（セーフハーバー・ルール導入）、保証のあり方については本委員会とは別に議論されるのかもしれないが、上記企業の過度な負担の観点から、十分な経過措置や恒久的な二段階開示を認めるべきであり、また保証に関しては、合理的保証ではなく当面、限定的保証とすべき。

以上